

令和8年度事業計画

〔 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日 〕

基本方針

地域社会の健全な発展及び災害の防止に寄与することを目的として、次の基本方針のもとに事業を実施する。

- 1 市街地の再開発等に携わる関係者や住まいづくり・まちづくりに関心をもつ人々に対し、各種事業制度の紹介や助成制度の活用方策等ニーズの高いテーマについて、研修会・セミナー、出版、ホームページ等を通じた積極的な情報提供に取り組む。
- 2 地方公共団体や地権者からの市街地再開発事業等に関する相談に対応し、事業の立ち上げ時の支援に取り組む。
- 3 事業推進上のあい路や事業環境等の情報収集に努め、多くの地区が抱える課題について自主研究を進め、広く情報発信する。
- 4 民間再開発促進基金について、民間出捐金による基金として債務保証事業を実施する。また、街なか居住再生ファンドについて、既往出資事業の所要の管理・運用を行う。

I 市街地の再開発等に関する情報提供及び普及啓発

安全・安心で暮らしやすい住まいづくり・まちづくりが推進されるよう、市街地再開発事業、住環境整備事業、住宅市街地総合整備事業、マンション建替事業等に携わっている関係者や住まいづくり・まちづくりに関心をもつ人々を対象として、情報提供及び普及啓発活動を行う。

1 市街地の再開発等に関する専門図書

市街地再開発事業、住環境整備事業、住宅市街地総合整備事業等の推進に資するため、「再開発必携」、「市街地再開発（基本編）」等の各種年度版図書について引き続き出版する。

2 機関誌、広報誌及びホームページ

機関誌「市街地再開発」、広報誌「CITY IN CITY」を発行し、会員、研究機関等に配布するとともに、ホームページについてはより効果的な情報発信ができるように、更新・追加を適時・適切に実施する。

3 研修会、講演会等

地方公共団体・民間企業等を対象とした全国市街地再開発事業研修会、再開発セミナー、

入門・再開発セミナー、現地視察会、住環境整備事業に係る研修会、住宅市街地整備に係る研修会等を開催する。

なお、一部の研修会については、令和7年度に引き続きCPD認定プログラムとして申請する。

また、(一社)再開発コーディネーター協会と共同で、海外における都市再開発事情等の視察を行う。

4 再開発事業記録等

再開発事業記録等のDVDの無料貸出を行う。

また、市街地再開発事業及び防災街区整備事業の完了地区の事業記録誌「日本の都市再開発」第11集出版に向け、地方公共団体等の協力により、原稿の作成と編集を行う。

5 功労者表彰

市街地の再開発等の推進に顕著な功績や特に推奨に値する業績のあった個人もしくは団体に対し表彰を行う。

6 住まいづくり・まちづくり活動に対する協力支援等

(1) 一般社団法人マンション再生協会

同協会が実施する事業について、支援・協力していく。

(2) 「住生活月間」

同実行委員会の主催による「住生活月間(10月1日～31日)」の行事实施に協力する。

(3) 住まいづくり・まちづくりを推進するための諸事業

各団体等が実施する住まいづくり・まちづくりのための諸事業に対し、引き続き協力支援を行う。

II 市街地の再開発等に関する相談・助言等

良質な居住空間の創造、賑わいのある都市空間の再生に寄与する事業への取り組みが推進されるよう市街地の再開発等に携わる関係者を対象として、市街地再開発事業等の施行、民間事業者の活用等に関する相談・助言を行う。

1 再開発等に対する相談・助言

市街地の再開発等に携わる関係者(一般の方を含む)を対象に、メールや電話、来訪による照会・質問・相談等に対し、無料で市街地再開発事業等の制度解説、事例紹介、資料提供等を行う。

2 市街地の再開発等に関するコンサルティング

地方公共団体、再開発準備組合等に対して、制度解説、事例紹介、資料提供等を行うとともに、まちづくり方策検討調査、事業化推進調査、費用便益分析などを受託調査として実施する。

なお、初動期の再開発事業を行う地方公共団体への支援については、再開発等まちづくり支援室が引き続き担当する。

3 業務代行者等の選定支援

再開発事業等において、民間事業者のノウハウ、資金力等を活用するため、業務代行者、事業協力者、参加組合員等の選定について施行者からの依頼に応じて助言・支援を行う。

III 市街地の再開発等に関する調査研究

市街地の再開発等が円滑に推進されるよう、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住環境整備事業、マンション建替事業等に関する情報収集、調査研究、データベース作成等を行い、広く市街地の再開発等に携わっている関係者に基礎的情報等を提供する。

1 市街地の再開発等に関する自主研究

市街地再開発事業等を取り巻く事業環境の把握に努め、「自主調査研究」を実施し、研究調査の結果について、機関誌「市街地再開発」に加えホームページなどの媒体も活用し広く会員等に情報発信する。

2 市街地再開発等の調査業務等情報サービス（略称 URRIS）の更新

市街地再開発等のコンサルタント等の業務実績や企業情報の更新を行うとともにホームページ掲載による公表及びデータ集の作成、配布を行う。

3 都市再開発促進協議会が行う自主研究等への協力

地方公共団体等が組織する都市再開発促進協議会の「全国市街地再開発事業研究会」等の実施に協力する。

IV 市街地の再開発等の促進のための債務保証

民間出捐金による民間再開発促進基金の事業として、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、マンション建替及びマンション敷地売却事業、優良建築物等整備事業にかかる準備組合等による調査設計費等の金融機関からの借入についての債務保証を実施する。

また、代位弁済により取得した求償債権の管理・回収を行う。

V 中心市街地等の活性化推進のための

街なか居住再生ファンド

街なか居住再生ファンドの既往出資(4件)について、引き続き所要の管理・運営を行う。

街なか居住再生ファンド事業における国庫補助金に係る街なか居住再生ファンド積立資産のうち、使用の見込みのない資金に相当する額が生じる場合にはこれを返納する。